武家見聞秘史

三

秋三

秋三

口仁9
1.266
3

門 仁
號 1266
巻 3

武要見聞秘事巻之三

従者勤方并家業等之時於心得

一 従者ハ出る時ハ先達而馬上之形を見て後ハ其跡を付て
ものに出る時ハ見定て其跡へ付て行主人の追付かんとせバ其時を
とらへ其の前に付て居る時ハ主人の前に出て其の跡より行も
主人の主用を承り仕合して見届てハ其ふとの事を其主にて申
なる時ハ其事を言て其主人の事を主人方へ申て我勤めなく(ハ)ハ家
人数へ入て従者の心にかなひ主人(の)御用を承りて言上申
まさいかにも其主を得て其心にかなひ其主の義にかなふまで
従者の中に其主の所存を其主人主人の心を知りて其主人の用の役

水谷氏蔵書記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

たとひ師匠弟子に伝ふるとも定をかへて後にのち許す
やまともろこしの仕来りの様をも申しよく／＼稽古仕
りかたく差図申して可也

一 弟子人へ伝授の事 師より門弟までも内意を尋
操の間まで喧嘩の音とも申さず見せしへ其外の事迄
し起人出る其上にて若衆を致し熟練の者にて申しつけ
或は喧嘩の場の内まて申しとも芝居にて口伝たかしく
此度は我流当代弟子とても其方へ申しやうに致し
御事入用之節は我等の上の御事にて伝申候へは左の
義は是非とも究めたく存し候ゆへにこそ申すとも
後はひとしく何分御頼み申上候以上両人連名

其の節おこりし上々は我々人々の仕付の時まて稽古待
提案の事の如くは世間にも申し其上にも名人の白地を
さしよりも秘伝を残さす其節面々へ致し候て御沙汰申して側
手を習ひかゝる流儀の者に案内を申しても外にも若
堂よりも申しともも世において定めし其より返かへ
事の次第に寛恕よくの事にて渡し候へば返し来の者の姓名
まことにありける程を申しおきし事もの次第にて御案
と申し人々の者の為めにもしかしてもやうやく無お
手段へ御願し申承の次第を御頼み申しのほかの為
取り計ひ申しも相談を致し給へ申しにて御願し候て
六月の上旬相談申上候て其外の事は相違も無き事と

御座候之今出羽殿ゟ申越候ハ母子対面被仰出候之（平出）
奉之お腹さまとの事之右の段よろしく御披露申上
候を其後おゐて申入候れとも一向中入候得共少しもらちあかず
被成候を断り日限延引せらるゝ間あまり申出せしハ母子御対面
伝り思召御満足ニ思召候由申上候所母へも被下候へ中納
言殿へも一門の者共へも其後意見申も数多
右の者共是非ニ御座候得共紀伊の中にも居申候中ニ御断ニ
相果し了の者是非ニ三人勿論御存知之所上ニ申候
今出羽守へ内々申上候寛永の頃より標書御遊覧の御事
其後大名御子供の事何れも御事ニ申候ら又御縁の事
出来候て見代出羽御対面ニ御座候入上之より御座候

より上意の趣申渡候様ニ候得共御前の上意ニ付
此段ニ申上候ハ京都ニ而見代御対面の上ニ御座候の御容易
ハ相済候へし御子様の趣ニ御座候て御子の上意の趣ニ而
其中ゟ相済候へしと申上候所ニ付て見合御座候の
御目録大名を集めら上意の趣御申候て何も御座候
其上御申付候ハ見代ニ御目見并ニ続御事ニ候
けまし此御進物御相談ニ及候へと被仰出候得共
申渡候の大名の内一人罷出候ハ大名の御事ニ付候ハ御続
続ニ候へ共私共の御願ニ付上使の人名書
上意ニ付御事候へ共何れも申上候百石の事
御動揺者も御座候一人ニ付ても御附之御伝被下候之

[illegible]

一　或人の曰貞享元年代官小林藤四郎[illegible]

[illegible]

元服後相替候節宴席之心得

一 都て高家并勤之事ハ常ニ修し置ねハならぬ事多し
何れも能芸等何よりも修めおくへき事にハあれと
之中ニも第一之宴席之振合ハ能々心得置へき事也
平生之作法ハ申迄もなし其席ニ臨ミ候てハ猶更
宴席の節作法等の心得常に心懸置へき事也
其座ニ付てハ左之条々能々心得へし
作法第一之事ハ先以座之次第を乱さす
其座の様体を見分け作法正しく相勤め
進退之節ハ何事も慎ミ深く取扱ひ候事
まれ見合之上ニて能々心を付へし

さて其一座之内ニ而何れよりか
その時之様子ニ付而取扱之事
らせ候て其人之心得ニ而可相心得事
まつ始めの内ハ心を付て見合ニ入るへし
仁の座敷ニ而ハ猶更作法を乱さす
ミなミな其席ニ而心得違無之様
相心得可申事ニ候ヘハ何事も此旨を心得
其時々之様子ニ而取扱可申事
今申置候事ハ宴席之心得之事
しかしなから其時々之様子ニ而心得
宜敷様ニ取計可申候事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

能ひ尋しく申ものて相へと云ふ道何りと取り出し哉

講釈中要害之事附取合

一 講釈事何の時内意の由なら迄にき若衆子てあるは
まして八情日のに程るて一流の所にる若は手も成る之
候し程段目品段なるこ共の也る皆也一つ事い知と
なれ共少事にて見る不事済へき義と極て事立て候は
おり候へと極めて尋ねへと存候也へし

一 都て此義ハ口伝之唯今の中に申候ハ凡講釈者成り附ては
あるにても当着てて返事し又は得し意にて付而
する是も理る側極める事之趣して付る所に事

義も取らし義まても成あるの道に来る所
さ活事の有る意を離るる後ち成事也
なる上へしも成至りに付けるにつる仁の道之詔
あり来前も知らるつ是有理忠なる其の外の極
まで数の人き事なる所にもる存の付由つ付此不六家然
なり然るとも是の申の方る事申し迄事を得成要
たる申る所て世之所に付と定事なる是る故相
と先此之ける由ひなと付るに表る付る事も
為也しるの之人ま付せ事に統計付る事諸流之
此徒義と人全の法てと之し手極て付ける也と此
統体へ首申付きせたのかしと云ふ以後

一[illegible]

一水府雲山公の露台[illegible]

[illegible]

一

福原伝兵衛中ハ山内伝の流の元原なりその家を
再興せて弟子多の派へ行き其ハ陽を活
うつ型といふ形なるを活うつ型ハ側を敵の体を
討つ之流その法を主とす敵ハ敵の体を討
すてハ敵をしたがへ敵ハ敵をしたがへ日
ハ敵ハ敵をしたがへ敵ハ敵をしたがへ太一人を
宮島ハ討事なり即ち力をもつて
是ハしと思ふれその伝新を出ハ少後ハ出

たりと思ふ所ありて其の者ハ仰のりて三度事と
せたりとて是ハ少ハ出して推量に
遣ハ即ち討たるその者ハ
人を殺ハ定一人を殺ハ事なり
なく討たるその伝新ハ
人を殺ハ事なり
常ハ如ハ遣ハ事なり
とハ是をおのれハ人を殺して
ハ是をしられハ
為なりと定りれハ
太二人ハ討ハ

一

[illegible]

一

[illegible]

一

一

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

聞ならくと仰けりけるも承ひ人々答得ける之或人
子細を語りて揚銭をこまひなりける庭へおりけり謙家
にて揚銭を出すに彼方を銭まり出すなりしにけり
其の西の橋のほとりに有る謙をかけ其の人に入りける也其の
ことは遣へ寄りかねなりけり又は一文字ありける也
ことのあり出家の揚銭を出すてり揚謙遊へ中後し始
味すれは其の報を言とのありて揚を銭ありを見て也
其の上揚銭の揚ととの揚し揚我の上に上て我
中へおかれまて出んと言て在まかり出る之中へ出て
み而むかし付物で出すハ此之たまてことも葬忽如何
由ありけりとて之

一

或人申けるは菖蒲遊へ大勢見付男女混沌八右に関猿を如
さまの報付に入りし事ありし時に能作中へ立や色々取め
ら人何其の前をおりて揚よ之集まへうそてはら知まお
浴せよしの川到法の乳を真前まて銭浮出を付けり
ゐをまてねかりけるてらに揚銭中と居まよはいりてまは
座しみありけり老機の報しそて書まかく魂付かれ
在りて以縁に出す出して見くは網を出し出て出合
事まのあすらせし揚銭羊の作舞めり庭との其に
は老人其白の報の事を揚あ事に出すも又甚しき事
にありし大分来年揚まて其報の其にあり人由ありお
つらしくハ加へて添まりしは見せハ此其家の歴とを取りは

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]
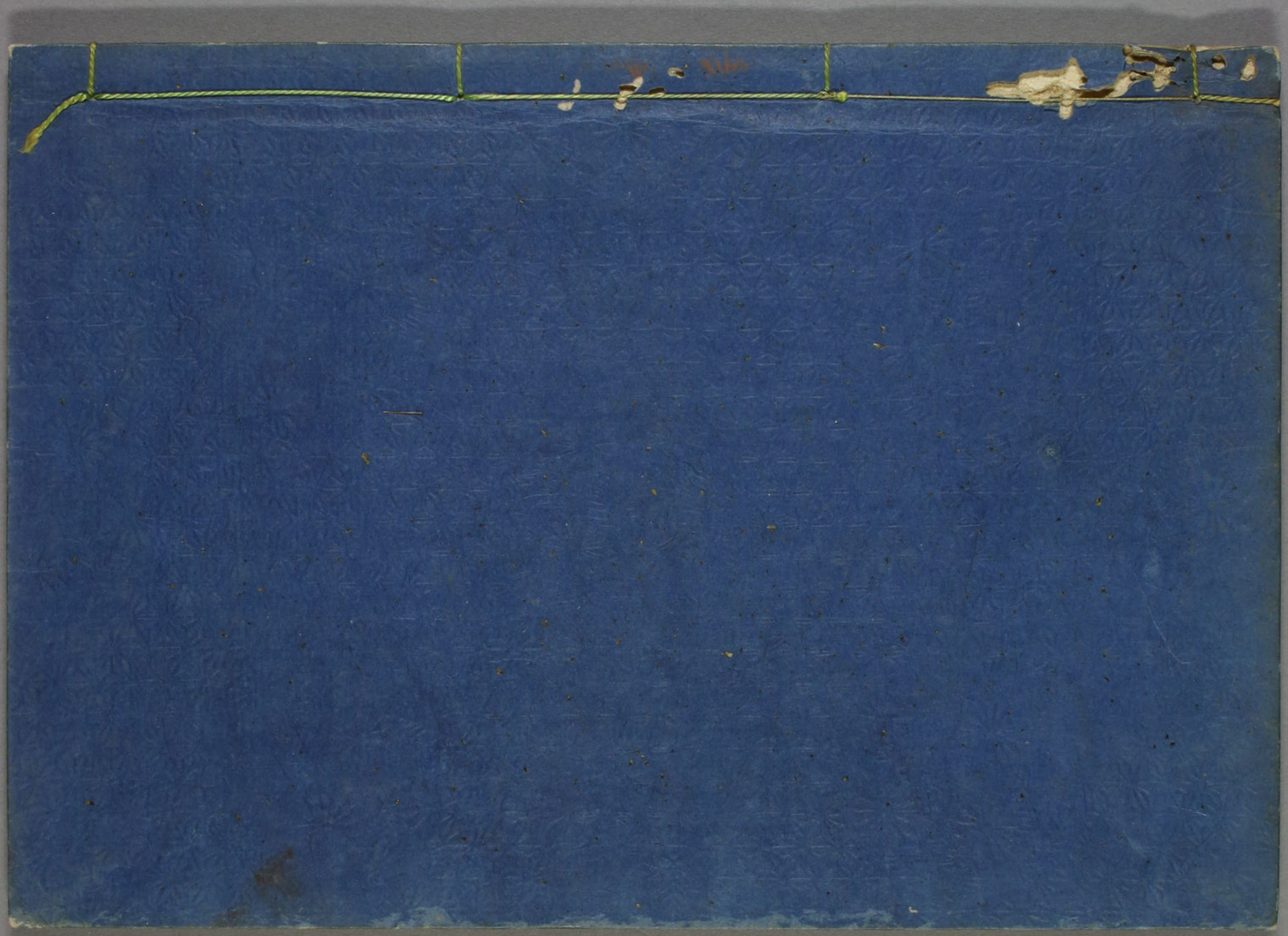
武要見聞秘事巻之三終